

改正

令和7年2月5日告示第26号

飯綱町鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農作物等の鳥獣害を防止するために、対策用品を設置した際の購入に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象経費及び補助の金額)

第2条 前条に規定する事業の補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助の金額	交付申請時期等
次の対策用品の購入に要する経費 (1)鳥獣害防止用ネット (2)鳥獣侵入防止柵 (3)生態調査機器 (4)鳥獣害対策機器 (5)その他、特に町長が認めるもの	対象経費の3分の2（上限は5万円とし、算出額の1,000円未満は切り捨てる）	(1)補助金交付申請の時期は、年度末までとする。 (2)補助金交付申請は、1世帯当たり（法人にあっては1法人当たり）年度1回とする。
次の対策用品の購入に要する経費 (1)電気柵	対象経費の3分の2（上限は10万円とし、算出額の1,000円未満は切り捨てる）	(1)補助金交付申請の時期は、年度末までとする。 (2)補助金交付申請は、1世帯当たり（法人にあっては1法人当たり）年度1回とする。

備考 ただし、爆音機を除く。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において有害鳥獣による被害を受けている個人又は法人とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、飯綱町鳥獣被害防止対策補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書

類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 購入商品の詳細が分かるもの（チラシ、設置後の写真等）
- (2) 支払を証明する書類の写し（領収書等）
- (3) 対策用品を設置した場所の地図（位置図）
- (4) その他、町長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、飯綱町鳥獣被害防止対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者は、飯綱町鳥獣被害防止対策補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し及び返還）

第7条 町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に補助金を交付した場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めのあるもののほか必要の事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（飯綱町鳥害等防止対策補助金交付要綱の廃止）
- 2 飯綱町鳥害等防止対策補助金交付要綱（平成22年飯綱町告示第39号）は、廃止する。
（飯綱町鳥獣害防止電気柵普及促進補助金交付要綱の廃止）
- 3 飯綱町鳥獣害防止電気柵普及促進補助金交付要綱（平成21年飯綱町告示第29号）は、廃止する。